

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

## 評価実施機関名

愛知県あま市長

## 公表日

令和5年7月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1) 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 (2) 新生児の訪問指導の実施 (3) 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 (4) 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (5) 母子健康手帳の交付に関する事務 (6) 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 (7) 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (8) 未熟児の訪問指導の実施 (9) 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 (10) 市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 (11) サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及び、マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二 項番26、56の2、87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19、30、44条</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二 項番70 ・主務省令第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども健康部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市西今宿馬洗46 あま市碓目寺総合福祉会館 子ども健康部健康推進課 電話052-443-0005
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県あま市西今宿馬洗46 あま市碓目寺総合福祉会館 子ども健康部健康推進課 電話052-443-0005

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49	番号法第9条第1項、別表第一項番49 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	評価書の見直しに伴い、更新
令和1年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番56の2	【情報提供】 ・番号法第19条第7号、別表第二 項番26、56の2、87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19、30、44条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号、別表第二 項番70 ・主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第39条	事後	評価書の見直しに伴い、更新
令和1年6月19日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月20日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和1年6月19日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月20日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和1年6月19日	IV リスク対策		追記	事後	様式変更のため
令和2年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月29日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月19日時点	令和4年6月6日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月19日時点	令和4年6月6日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新
令和5年2月6日	I 関連情報 ②事務の概要		追記:(11)サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及び、マイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請の実施に伴う追記
令和5年2月6日	I 関連情報 ③システムの名称		追記:申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請の実施に伴う追記
令和5年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民生活部健康推進課	子ども健康部健康推進課	事後	評価書の見直しに伴い、更新
令和5年6月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	市民生活部健康推進課	子ども健康部健康推進課	事後	評価書の見直しに伴い、更新
令和5年6月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに	市民生活部健康推進課	子ども健康部健康推進課	事後	評価書の見直しに伴い、更新